

●相談は全て無料。先着順。相談日が祝日の場合は、原則お休みです。

時 日時・期間 場 場所 内 主な相談内容 問 問合先 予 予約方法

## 年金相談

**場時**▶市役所22AB会議室…5日(火)・14日(木)▶吉良支所第1会議室…12日(火)▶市役所51ABC会議室…26日(火)時 午前10時～午後0時30分、午後1時30分～4時※受付時間は午前9時30分～午後3時30分内 厚生・国民年金の相談・手続き※定員に達した場合、受け付け終了問 保険年金課国民年金担当 (☎65・2104)

## 消費生活相談

時 毎週月～金曜日午前9時～午後4時場 消費生活センター(市役所会議棟1階)内 悪質商法や多重債務問題、クーリングオフなど※予約の方を優先。電話相談可。多重債務相談は面談のみ予 消費生活センター (☎65・2161)

## 労働相談

時 19日(火)午後1時～4時場 市役所11相談室内 労働条件や解雇、賃金などの労働問題※予約制予 前日の正午までに電話問 商工観光課商工担当 (☎65・2168)

## 創業支援相談

時 毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時場 市役所商工観光課内 新規創業に関する相談問 商工観光課商工担当 (☎65・2168)

## 市税夜間納税相談

時 14日(木)午後6時～8時場 市役所収納課内 市税の納税に関する夜間の相談。納税も可問 収納課徴収担当 (☎65・2129)

## 市税納税相談

時 24日(日)午前8時30分～正午場 市役所行政情報コーナー内 市税の納税に関する相談。納税も可問 収納課徴収担当 (☎65・2129)

## 市民特別法律相談

**場時**▶寺津ふれあいセンター…2日(土)▶幡豆支所第2会議室…7日(木)▶市役所11相談室…12日(火)・26日(火)▶一色支所会議室…28日(木)▶吉良支所第2会議室…28日(木)時 午後1時30分～4時内 法律的専門知識を有する相談※予約制(1人30分以内)各日5人予 2月18日(月)から、直接または電話問 市民課旅券担当 (☎65・2198)

## 司法書士法律相談

時 8日(金)午後1時30分～4時場 市役所11相談室内 紛争の目的の価格が140万円以下の民事相談※予約制(1人30分以内)で5人まで予 2月18日(月)から、直接または電話問 市民課旅券担当 (☎65・2198)

## 行政書士書類作成相談

時 20日(水)午後1時30分～4時場 幡豆支所第2会議室内 官公署に提出する相続・遺言などの書類作成に関する相談問 市民課旅券担当 (☎65・2198)

## 登記相談

時 13日(水)午後1時～4時場 市役所11相談室内 土地などの売買や相続など問 市民課旅券担当 (☎65・2198)

## 行政相談

**場時**▶市役所11相談室…8日(金)▶吉良支所第2会議室…8日(金)時 午前10時～正午内 国の仕事やその手続き、サービス全般に対する苦情や要望問 市民課旅券担当 (☎65・2198)

## 人権相談

**場時**▶吉良支所第2会議室…1日(金)▶一色支所会議室…8日(金)▶幡豆いきいきセンター…15日(金)▶総合福祉センター…16日(土)時 午後1時30分～4時※受け付けは午後3時30分まで内 いじめ、虐待、セクハラなどの相談※一色支所と総合福祉センターは弁護士が同席問 市民課旅券担当 (☎65・2198)

## 児童・生徒心配ごと相談

時 毎週月～金曜日午前9時～午後4時場 ①中央ふれあいセンター②一色町公民館内 小・中学生のいじめや不登校などの相談※面接相談可問 児童・生徒支援センター (☎57・0555)

## 行政評価苦情申立

時 4日(月)・18日(月)午後1時30分～3時場 市役所11相談室内 市の苦情対応に納得できない場合の相談※予約制予 行政評価委員会事務局 (☎65・2155/企画政策課内)

## 育児・虐待相談

時 毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時場 市役所家庭児童支援課内 就園前のお子さんの発達や、育児全般、児童虐待※電話相談可問 家庭児童支援課要保護児童担当 (☎56・3113)

## 育児相談

時 毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時場 子育て支援センターやつおもて(ハツ面保育園内)内 就学前のお子さんの育児、生活習慣、心配ごとなど問 子育て支援センターやつおもて (☎57・2602)

## DV相談

時 毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時場 市役所家庭児童支援課内 配偶者などからの暴力に関する相談※電話相談可問 家庭児童支援課DV相談担当 (☎56・3113)

## 児童相談

時 毎週月～土曜日午前9時～午後4時※土曜日は正午まで場 市役所家庭児童支援課※土曜日は総合福祉センター相談室内 児童の性格や家族関係、学校生活などの相談※電話相談可問 家庭児童支援課児童相談担当 (☎56・0324)※土曜日は総合福祉センター(☎56・5900)

## 母子・父子家庭相談

時 毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時場 市役所家庭児童支援課内 母子・父子家庭の困りごとや自立生活に関する相談問 家庭児童支援課母子・父子担当 (☎65・2179)

## 児童巡回相談

時 7日(木)午前10時～午後3時場 市役所16相談室内 療育手帳に関する相談※予約制予 西三河福祉相談センター (☎0564・27・2779/岡崎市明大寺本町)

## 内職相談

時 毎週金曜日午前10時～午後3時場 総合福祉センター相談室内 内職の紹介と事業所の登録問 福祉課社会福祉担当 (☎65・2114)

## 障害者虐待相談

時 毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時場 障害者虐待防止センター(市役所福祉課内)内 障害者に対する虐待などの相談※電話相談可問 障害者虐待防止センター (☎65・2117)

## こころの相談

時 毎週月～土曜日午前9時～午後5時※水曜日は正午まで場 地域活動支援センターめだか工房(矢曾根町)内 精神障害者と家族の困りごと問 地域活動支援センターめだか工房 (☎54・6775)

## 身体障害者相談

時 毎月第1・4月曜日午前9時～正午場 総合福祉センター相談室内 身体障害者と家族の困りごと問 福祉課障害者福祉担当 (☎65・2113)

## 結婚相談

時 毎週火曜日と毎月第1・3日曜日の午後1時～3時場 総合福祉センター相談室内 結婚相手の紹介※申込金500円と写真2枚が必要問 市社会福祉協議会総務課 (☎56・5900/総合福祉センター内)

## 外国人相談

日時・場所▶3月1日(金)・15日(金) 午後1時～午後4時…市役所11相談室/内容▶生活で困っていることを相談できます。スペイン語、ポルトガル語、英語、日本語を使うことができます。/問い合わせ先▶地域支援協働課 市民協働担当(電話0563・65・2178)

※西尾警察署「住民コーナー☎57・0110」や名古屋法務局西尾支局「人権相談☎57・2622(毎週水・木曜日午前10時～午後4時)」、西三河県民生活プラザ「法律相談☎0564・27・0800(第2水曜日午後1時30分～3時/要予約)」もご利用ください。